

北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて

1 趣旨

- 北海道地球温暖化対策推進計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び北海道地球温暖化防止対策条例第8条の規定に基づき、道の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガスの削減目標や主要な排出抑制等の対策・施策などを明らかにしたものである。
- 国においては、令和3年4月22日に、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくという新たな目標を表明。また、5月26日には地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことなどを法定化した。
さらに、9月3日に開催された政府の地球温暖化対策推進本部において、新たな目標達成に向けた地球温暖化対策計画(案)が取りまとめ、公表された。
- 道としては、国の新しい計画(案)で示された目標値や排出部門ごとの削減の考え方、目標達成に向けた対策や施策なども踏まえ、現行計画の見直しを行うものである。

2 経過等

■令和3年3月 「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」を策定

- ・ 2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現
- ・ 2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で35%（2,551万t-CO₂）削減
- ・ 部門別の排出抑制対策等のほか、本道の地域特性や強みを活かし、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「再生可能エネルギーの最大限の活用」、「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に推進。

■令和3年4月 国が新たな温室効果ガス削減目標を表明(2030年度に2013年度比46%削減)

■令和3年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

■令和3年9月 国の新たな地球温暖化対策計画(案)の取りまとめ・公表

3 見直しや検討のポイント

- 国の新しい「地球温暖化対策計画(案)」では、2050年カーボンニュートラルの実現や、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%削減とすることやその実現に向けた主要な対策・施策などが示された。
- 道の第3次計画は、本年3月に改定を行ったことから、この計画をベースとして、国の計画(案)で示された排出部門ごとの削減の考え方や目標達成に向けた対策や施策、庁内の「省エネ・新エネ促進行動計画」や「森林吸収源計画」など関連計画の見直しも踏まえて、道計画の削減目標のさらなる上積が可能な分野とその目標値の見直しや達成に向けた方策などを検討するもの。
- また、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い、地方公共団体実行計画に新たに記載することとされた、温室効果ガス排出削減に係る施策の実施に関する「目標」及び地域脱炭素促進区域の設定に係る「環境配慮基準」について検討する。

本年4月以降の脱炭素に関連する動き

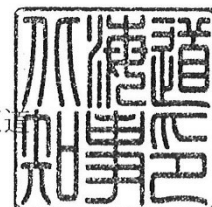
	国の動き	道内の動き
4月	<p>新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標を表明 2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを46%削減し、更に50%の高みに向けて挑戦することを表明。</p>	
5月	<p>みどりの食料システム戦略の策定 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションの実現で目指し、2050年を目標年次として策定。</p> <p>地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律の成立 パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を位置付けるとともに、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度を創設。</p>	<p>気候変動対策推進本部の体制拡充 構成員に各振興局長を追加したほか具体的な取組の検討・作業を行うプロジェクトチーム・ワーキンググループを設置。</p>
6月	<p>地域脱炭素ロードマップの策定 2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出し、全国で自家消費型太陽光発電などの重点対策を実施。</p> <p>2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の改定 経済と環境の好循環を作る産業政策で、成長が期待される14分野の産業で高い目標を設定。</p> <p>骨太の方針に「ゼロカーボン北海道」が明記 経済財政運営と改革の基本方針2021(骨太の方針)に、ゼロカーボン北海道に取り組むことについて明記。</p>	<p>ゼロカーボン北海道推進協議会の設立 経済、産業、金融等の幅広い関係者が連携・協働を行う場として設立し、今後、オール北海道で脱炭素化に向けた効果的な取組を全道に拡大。</p>
7月	<p>国土交通グリーンチャレンジの策定 2050年カーボンニュートラルや気候危機への対応など、グリーン社会の実現に向けて戦略的に取り組む国土交通省の重点プロジェクトを取りまとめたもの。</p>	
8月	<p>ゼロカーボン北海道タスクフォースの設置 地域脱炭素の取組の先導役となることが期待される北海道の取組を国が省庁横断で支援する体制を整備。</p>	<p>推進体制の強化 ゼロカーボン推進監を設置し、ゼロカーボン推進局を新設するなど国と緊密な連携を図りながら、効果的な脱炭素への取組を加速。</p> <p>ゼロカーボン北海道地方支分部局レベル会合の開催 国の地方支分部局が連携し、北海道における脱炭素の取組を機動的・効果的に支援する体制を整備。</p>
9月	<p>地球温暖化対策計画(案)の取りまとめ・公表 政府の地球温暖化対策推進本部で、地球温暖化対策計画(案)のほか、政府実行計画(案)などが取りまとめられた。</p> <p>第6次エネルギー基本計画(案)の取りまとめ・公表 2050年カーボンニュートラルや、2030年度46%削減の実現に向けた2030年度の電源構成や再エネの導入拡大の取組の方向性などを示した計画案が取りまとめられた。</p>	<p>気候変動対策地方推進本部の設置 地域の実情に合わせた取組を振興局内で連携して支援するため、振興局長を本部長として設置するとともに、併せて地域の相談窓口などの役割を担う「ゼロカーボン推進室」も設置。</p>
10月	<p>地球温暖化計画等の閣議決定</p> <p>第26回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP26)の開催</p>	



気 候 第 4 3 8 号
令和3年(2021年)10月15日

北海道環境審議会
会長 中 村 太 士 様

北海道知事 鈴木 直道



北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて(諮問)

北海道地球温暖化防止対策条例(平成21年条例第57号。以下「条例」という。)第8条第6項で準用する同条第3項の規定に基づき、北海道地球温暖化対策推進計画(以下「推進計画」という。)の見直しについて諮問します。

記

〔諮問の理由〕

道は、令和3年3月30日に条例第8条の規定に基づき推進計画を策定し、地球温暖化対策を推進しているところであるが、国の新たな温室効果ガス削減目標や地球温暖化対策推進法の改正などを踏まえた計画の見直しを行うものである。

(環境生活部ゼロカーボン推進局気候変動対策課計画調整係)